令和6年度 牛の家畜人工授精に関する講習会 開催要領

1 目的

酪農および肉用牛の経営安定と生産性向上を図るため、家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、家畜人工授精に関する講習会を開催し、家畜人工授精技術の拡充および基盤強化を行うとともに、家畜の改良増殖の推進に資する。

2 開催期間

令和7年1月27日(月)から令和7年3月4日(火)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)午前9時から午後5時まで ※現地研修等により一部日程で時間変更の場合あり

3 開催場所

滋賀県畜産技術振興センター 〒529-1651 滋賀県蒲生郡日野町山本 695 電話番号 0748-52-1221 ※開催期間のうち1日を県外の種雄牛飼養施設で実施予定

4 対象家畜

牛

5講習科目および受講時間数

区分	科目	時間数	備考
学 科 (一般科目)	畜産概論	4	
	家畜の栄養	3	
	家畜の飼養管理	3	
	家畜の育種	7	
	関係法規	5	
学 科 (専門科目)	生殖器解剖	5	
	繁殖生理	1 3	
	精子生理	7	
	種付けの理論	4	
	家畜人工授精および家畜	1 7	
	人工授精用精液の保存		
実 習	家畜の飼養管理	4	
	家畜の審査	7	
	生殖器解剖	4	
	発情鑑定	6	
	精液精子検査法	8	
	家畜人工授精および家畜	4 5	
	人工授精用精液の保存		
合 計		1 4 2	

6 受講資格

家畜改良増殖法第 17 条の規定に該当しない者であって、受講が適当であると 認められる者。

7 受講定員

8名程度

なお、申込者数が受講定員を上回った場合は、下記の(1)から(4)の順に優先順位を設定する。同じ順位のうちで受講定員に達した場合は、同順位の申込者での抽選により受講者を決定する。

- (1) 滋賀県立農業大学校において、畜産を専攻する学生
- (2) 県内の畜産農家において牛の飼養業務に携わる者、もしくは県内畜産関係機関・団体において、牛の人工授精業務に携わる予定のある者
- (3) 県内に住所地がある者
- (4) (1) から(3)に該当しない者

8 受講手続

講習会を受講しようとする者は、受講申込書(別記様式第1号)に写真(申込前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽のもの。)を添えて、滋賀県農政水産部畜産課に提出すること。

なお、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)(以下、「省令」という。)第24条の2第1項あるいは第2項の規定に基づき、講習会の受講および修業試験の免除を受けようとする者は、講習会の受講および修業試験の免除に係る申請書(別記様式第2号)を提出すること。

9 提出先

(1) 持参あるいは郵送の場合

滋賀県農政水産部畜産課 生産衛生・耕畜連携係 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3853

(2)しがネット受付サービス(電子申請)の場合 下記の URL から申し込む

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/kachiku-ai-koshukai



10 受講申込書の受付期間

(1) 持参あるいは郵送の場合

令和6年11月26日(火)から令和6年12月13日(金)まで (土曜日および日曜日を除く。)各日午前9時から午後5時まで 郵送の場合は、令和6年12月13日(金)までの消印有効

(2)しがネット受付サービスの場合

令和6年11月26日(火)午前9時から令和6年12月13日(金)午後5時まで(システムの管理運営上の都合により変更する場合あり)

11 受講者の決定

受講申込書を提出期限までに提出した者について、農政水産部畜産課において検討し、受講申込者に対して受講の諾否を通知する。

12 修業試験

修業試験は全科目の講習終了後、省令第 24 条の規定に基づき実施する。修業 試験の合否は、判定会議を開催のうえ決定するものとし、合格した者に対し、 その旨の証明書を交付する。

【修業試験日程】

令和7年2月28日(金)から令和7年3月4日(火)まで

13 受講料

31.700円

※納付方法・時期は受講の諾否通知時に併せて通知する。

14 テキスト

- (1) 本講習会では、一般社団法人日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工 授精講習会テキスト(家畜人工授精編)」を使用する。
- (2) テキストは各自で事前に購入すること。

【テキスト問合せ・購入先】

一般社団法人日本家畜人工授精師協会

〒135-0041 東京都江東区冬木11-17 イシマビル17階

電話番号: 03-5621-2070 FAX 番号: 03-5621-2077

E-mail:info@aiaj.lin.gr.jp

テキスト名 「家畜人工授精講習会テキスト 家畜人工授精編」

15 その他

- (1) その他講習会を開催するに必要な事項は別途定めることとし、その内容について受講者に通知する。
- (2) 受講者としての体面を損じ、または秩序を乱していると主催者が認める場合は、受講を中止させることがある。その場合、受講料は返還しない。
- (3) 県内外における家畜伝染病の発生等により、講習会をやむを得ず中止する場合がある。